

第3条 前条第2項の承認を受けた者は、次表のイ欄の漁具、漁法の別により、ア欄の等級別にウ欄の遊漁料を納付しなければならない。

ア、等級	イ、漁具、漁法	ウ、遊漁料	
		年間料金	当日券
特等	狩刺網、囲刺網、建切網、あゆ刺網、雑刺網、鵜縄網(がわ)、視水器	23, 000円	
1等	投網、四手網、あゆ釣、こいリール釣、うなぎリール釣、うなぎ釣(籐久郎)、延縄、点火ほこ突(夜ぼり)、かにかご、うなぎかご漬け、筒漬け、あゆさぐり、鵜竿待網、すっぽん釣	10, 000円	3, 000円
2等	こい釣、はえリール釣、投糸(漬針)、押網、前掛網、たも網	6, 000円	1, 500円
3等	その他の釣(あゆ、こい、うなぎ、すっぽんを除く)	3, 000円	500円

- 2 前項の規定にかかわらず、中学生以下及び2級以上の身体障害者は、遊漁料を2分の1とし、小学生以下及び70才以上の者は、3等については無料とする。
- 3 各等級の遊漁の承認を受けた者は、その等級以下の遊漁をもすることができる。
- 4 第1項の遊漁料は、組合の事務所又は証票取扱所に納付するものとする。